

滋賀県奨学資金様式集

(1) 奨学金および入学資金貸与申請書 様式第1号(第3条関係)	2
(2) 電子計算機購入資金貸与申請書 様式第2号の2(第3条関係)	4
(3) 世帯状況確認書 様式第1号の2(第3条関係)	6
(4) 奨学金貸与継続申請書 様式第2号(第3条関係)	8
(5) 奨学資金借用証書 様式第6号(第7条関係)	10
(6) 奨学資金返還猶予(免除)申請書 様式第7号(第9条、第12条関係)	11
(7) 奨学資金返還猶予理由継続報告書 様式第10号(第11条関係)	12
(8) 奨学資金異動届(休学(復学)用) 様式第11号その1(第15条関係)	13
(9) 奨学資金異動届(停学用) 様式第11号その2(第15条関係)	14
(10) 奨学資金異動届(転学用) 様式第11号その3(第15条関係)	15
(11) 奨学資金異動届(卒業(退学)用) 様式第11号その4(第15条関係)	16
(12) 奨学資金異動届(辞退用) 様式第11号その5(第15条関係)	17
(13) 奨学資金異動届(猶予理由消滅届出用) 様式第11号その6(第15条関係)	18
(14) 奨学資金異動届(住所氏名変更用) 様式第11号その7(第15条関係)	19
(15) 奨学資金異動届(連帯保証人届出用) 様式第11号その8(第15条関係)	20
(16) 課税証明書提出遅延届	21
(17) 口座振込依頼書	22

【注意】

2ページの様式第1号(第3条関係)奨学金および入学資金貸与申請書、4ページの様式第2号の2(第3条関係)電子計算機購入資金貸与申請書、および8ページの様式第2号(第3条関係)奨学金貸与継続申請書は、両面印刷とします。(裏面に必要事項が印刷されていない場合は受付できません)

別記様式第1号 (第3条関係)

奨学金および入学資金貸与申請書							
							年 月 日
(宛先) 滋賀県教育委員会 滋賀県奨学金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号) および滋賀県奨学金貸与条例施行規則(平成14年滋賀県教育委員会規則第5号) ならびに誓約事項の規定を守り、奨学金および入学資金の貸与を受けたいので申請します。							
申請者自筆	ふりがな		電話(自宅)	—	—		
	申請者氏名	⑤	電話(携帯)	—	—		
	住所	〒 —					
保護者自筆	ふりがな		電話(自宅)	—	—		
	保護者氏名 (親権者または 未成年後見人)	実印	電話(携帯)	—	—		
	住所	〒 —				申請者との 関係	
連帯保証人自筆	ふりがな		電話(自宅)	—	—		
	連帯保証人氏名	実印	電話(携帯)	—	—		
	住所	〒 —				申請者との 関係	
申請者自筆	他の奨学金等の貸与または給付の有無	※ 有 ・ 無 (有の場合、奨学金等の名称を記入すること。)					
	入学資金	貸与希望	※ 有 ・ 無				
		私立加算	※ 加算を希望する ・ 加算を希望しない				
			加算希望額 (円)				
通学区分	※ 自宅 ・ 自宅外						
学校記入	本校に在籍する上記の申請者は、学習意欲があり、かつ、学資の支弁が困難でありますので、滋賀県奨学金の貸与を受ける者として適当と認めます。						
	年 月 日 (学校名) (学校長名) ⑤						
	申請者入学等年月	年 月	※入学・転学・編入学	申請者卒業予定年月	年 月	申請者学年	年
申請者課程(高等学校のみ記入)	※全日制・定時制・通信制		入学金の額				円

誓約事項	<p>申請者が奨学資金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学資金については、指定期日までに必ず返還することを誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学資金借用証書を提出しないときは、貸与を受けた奨学資金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。 2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。 3 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。 4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとするについて、異議はありません。 																		
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。 2 連帯保証人は、申請者の保護者等とします。また、保護者（親権者または未成年後見人）と連帯保証人が同一であっても「保護者」の欄と「連帯保証人」の欄の両方に署名、押印してください。 3 保護者および連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。 4 入学資金は、1年生の4月の申請に限り貸与を受けることができます。入学資金の貸与を希望する場合は、貸与希望の欄の「有」を○で囲んでください。1年生の4月末日を過ぎますと、入学資金の貸与はできません。 5 入学資金の基本額は50,000円です。基本額については、国公立、私立ともに同額です。 6 入学資金の私立加算の欄については、私立の高等学校等に入学された方のみ記入してください。入学資金の私立加算は、入学された高等学校等の入学金の範囲内（入学金が150,000円を超えるときは、150,000円を限度とします。）で希望する額を記入してください。 7 入学資金の「私立加算」の欄の「加算希望額」については、入学先の入学金の範囲内で希望する額を記入してください。 																		
制度概要	<p>制度の概要は以下のとおりです。（滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の改正で、内容が変更されることがあります。）</p> <p>○奨学金と入学資金の貸付額</p> <table border="1" data-bbox="279 846 1364 987"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>自宅</th> <th>自宅外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">奨学金（月額）</td> <td>国公立</td> <td>18,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入学資金（入学した年の4月中の申請のみ）</td> <td>基本額</td> <td colspan="2">50,000円（国公立、私立同一）</td> </tr> <tr> <td>私立加算</td> <td colspan="2">入学金相当額（ただし、限度額150,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○貸与の期間 この申請により、翌月（4月中に申請があった場合は当月）から申請時の年度分の奨学金をお借りいただくことができます。奨学金は、高等学校等における修業年限まで貸与を受けることができますが、毎年度、貸与申請をしていただく必要があります。入学資金の貸与は、高等学校等に入学した年の4月中の申請に限ります。</p> <p>○貸与の打ち切り 以下のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金の貸与を打ち切ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。 ・ 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。 ・ その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。 <p>○奨学資金借用証書の提出 高等学校等を卒業したときまたは奨学金の貸与が打ち切られたときは、借入金額について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学資金借用証書を提出しない場合は、借入金額を一括して返還するよう請求します。</p> <p>○返還期間 貸与を受けた奨学資金は、提出いただいた奨学資金借用証書で、高等学校等を卒業した日または奨学金の貸与の打ち切りがあった日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限は、月賦は返還期間の毎月月末、半年賦は返還期間の毎年7月末日ならびに11月末日、年賦は返還期間の毎年11月末日となります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月の25日となります。</p> <p>○返還金額の算定 返還金額は、基本返還金額（最終回を除く。）と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2により算出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本返還金額 借入金額を返還回数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額。ただしその額が1,000円未満のときは1,000円とする。） 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額（ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借入金額を最終回の返還金額とします。） $[\text{借入金額}] - ([\text{基本返還金額}] \times ([\text{返還回数}] - 1))$ <p>○利息 利息は、無利息とします。</p> <p>○返還を遅滞した場合 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払わなければなりません。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求します。</p>	区分		自宅	自宅外	奨学金（月額）	国公立	18,000円	23,000円	私立	30,000円	35,000円	入学資金（入学した年の4月中の申請のみ）	基本額	50,000円（国公立、私立同一）		私立加算	入学金相当額（ただし、限度額150,000円）	
区分		自宅	自宅外																
奨学金（月額）	国公立	18,000円	23,000円																
	私立	30,000円	35,000円																
入学資金（入学した年の4月中の申請のみ）	基本額	50,000円（国公立、私立同一）																	
	私立加算	入学金相当額（ただし、限度額150,000円）																	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

電子計算機購入資金貸与申請書						年 月 日
(宛先) 滋賀県教育委員会 滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号)および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則(平成14年滋賀県教育委員会規則第5号)ならびに誓約事項の規定を守り、電子計算機購入資金の貸与を受けたいので申請します。						
				県教委使用欄	年 第	号
申請者自筆	ふりがな			電話(自宅)	-	-
	申請者氏名	㊟		電話(携帯)	-	-
	住 所	〒 -				
	他の奨学金等の貸与または給付の有無	※ 有 ・ 無	有の場合、奨学金等の名称を記入すること。			
保護者自筆	ふりがな			電話(自宅)	-	-
	保護者氏名 (親権者または未成年後見人)	実印		電話(携帯)	-	-
	住 所	〒 -			申請者との関係	
連帯保証人自筆	ふりがな			電話(自宅)	-	-
	連帯保証人氏名	実印		電話(携帯)	-	-
	住 所	〒 -			申請者との関係	
申請者自筆	電子計算機購入資金	貸与希望額 円 (上限150,000円 1,000円未満は切り上げる)				
学校記入	本校に在籍する上記の申請者は、学習意欲があり、かつ、学資の支弁が困難でありますので、滋賀県奨学資金の貸与を受ける者として適当と認めます。 年 月 日 (学校名) (学校長名) ㊟					
	電子計算機機種名	※ 学校推奨機種 ・ 推奨機種以外		電子計算機金額	円 (1,000円未満は切り上げる)	
	申請者入学等年月	年 月 ※入学・転学・編入学	申請者卒業予定年月	年 月	申請者学年	年

誓約事項	<p>申請者が奨学資金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学資金については、指定期日までに必ず返還することを誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学資金借用証書を提出しないときは、貸与を受けた奨学資金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。 2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。 3 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。 4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとするについて、異議はありません。 		
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。 2 連帯保証人は、申請者の保護者等とします。また、保護者（親権者または未成年後見人）と連帯保証人が同一であっても「保護者」の欄と「連帯保証人」の欄の両方に署名、押印してください。 3 保護者および連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。 4 電子計算機購入資金の貸与の額は、在学する高等学校等の推奨する電子計算機の購入等に要する費用に相当する額（上限150,000円）とします。 5 電子計算機購入資金の貸与は、1回に限るものとします。 		
制度の概要	<p>制度の概要は以下のとおりです。（滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の改正で、内容が変更されることがあります。）</p> <p>○電子計算機購入資金の貸付額</p> <table border="1" data-bbox="244 936 1402 1037"> <tr> <td data-bbox="244 936 555 1037">電子計算機購入資金</td> <td data-bbox="555 936 1402 1037">電子計算機の購入等に要する費用相当額（ただし、限度額150,000円）</td> </tr> </table> <p>○奨学資金借用証書の提出 高等学校等を卒業するなど条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、借用金額について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学資金借用証書を提出しない場合は、借用金額を一括して返還するよう請求します。</p> <p>○返還期間 貸与を受けた電子計算機購入資金は、提出いただいた奨学資金借用証書で、高等学校等を卒業した日など条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至った日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限は、月賦は返還期間の毎月月末、半年賦は返還期間の毎年7月末日ならびに11月末日、年賦は返還期間の毎年11月末日となります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月の25日となります。</p> <p>○返還金額の算定 返還金額は、基本返還金額（最終回を除く。）と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2により算出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本返還金額 借用金額を返還回数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額。ただしその額が1,000円未満のときは1,000円とする。） 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額（ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額を最終回の返還金額とします。） $[\text{借用金額}] - ([\text{基本返還金額}] \times ([\text{返還回数}] - 1))$ <p>○利息 利息は、無利息とします。</p> <p>○返還を遅滞した場合 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払わなければなりません。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求します。</p>	電子計算機購入資金	電子計算機の購入等に要する費用相当額（ただし、限度額150,000円）
電子計算機購入資金	電子計算機の購入等に要する費用相当額（ただし、限度額150,000円）		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

世帯の状況									
氏名	生年月日 (満年齢)	続柄	就労または就学(修学)の状況	収入状況					
				給与収入	事業収入	年金収入	その他の収入	社会保険料控除額	
①	(. . 歳)	本人		円	円	円	円	円	円
②	(. . 歳)			円	円	円	円	円	円
③	(. . 歳)			円	円	円	円	円	円
④	(. . 歳)			円	円	円	円	円	円
⑤	(. . 歳)			円	円	円	円	円	円
⑥	(. . 歳)			円	円	円	円	円	円
⑦	(. . 歳)			円	円	円	円	円	円
⑧	(. . 歳)			円	円	円	円	円	円
特 記 事	種別		対象人数等		そ の 世 帯	種別		状況	
	母子父子世帯		※ 該当 ・ 非該当			小中学生の人数		小学生 名・中学生 名	
	障害者		人			住宅の状況 (賃貸のみ)		※ 借家 ・ 借間 ・ 借地 賃料月額 円	
	15歳未満の人数		人						
注 意 事 項	1 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。								
	2 申請時点における世帯の状況を記入してください。								
	3 「就労または就学(修学)の状況」欄は就労している場合は「就労」と、就労していない場合は「非就労」と、就学(修学)している場合は学校種(幼稚園、小学校、中学校、大学等(ただし、申請者本人その他の高等学校等生徒については学校名(〇〇高等学校等))を記入してください。								
	4 収入の状況の金額欄は、申請をしようとする年の前年の額を記入してください。ただし、条例第2条第3号ウに規定する申請しようとする年の世帯の収入の年額の見込額が生活保護法第8条第1項の規定により測定したその世帯の需要の年額の1.7倍以下である世帯であることを理由として申請する場合には、申請しようとする年の額を併記してください。								
	5 9人以上の家族で本様式に世帯の全員を書ききれない場合は、本様式を複数枚用い、書ききれない箇所のみ2枚目以降に記入してください。								
	6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。								

奨学金貸与継続申請書				年 月 日
(宛先) 滋賀県教育委員会 滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号)および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則(平成14年滋賀県教育委員会規則第5号)ならびに誓約事項の規定を守り、奨学金の貸与を継続して受けたいので申請します。				
			県教委使用欄	年 第 号
申請者自筆	ふりがな		電話(自宅)	- -
	申請者氏名	⑩	電話(携帯)	- -
	住 所	〒 -		
	他の奨学金等の貸与または給付の有無	※ 有 ・ 無	有の場合、奨学金等の名称を記入すること。	
保護者自筆	ふりがな		電話(自宅)	- -
	保護者氏名 (親権者または未成年後見人)	実印	電話(携帯)	- -
	住 所	〒 -		申請者との関係
連帯保証人自筆	ふりがな		電話(自宅)	- -
	連帯保証人氏名	実印	電話(携帯)	- -
	住 所	〒 -		申請者との関係
学校記入	本校に在籍する上記の申請者は、学習意欲があり、かつ、学資の支弁が困難でありますので、滋賀県奨学資金の貸与を受ける者として適当と認めます。 年 月 日 (学校名) (学校長名) ⑩			
	※ 申請者の状況(4月1日現在の状況を記入してください。) ア ()年生へ進級した イ 留年した ウ 休学中 エ 停学中 オ その他 ()			申請者の学年(4月1日現在) 年
注意事項	1 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。 2 連帯保証人は、申請者の保護者等とします。また、保護者(親権者または未成年後見人)と連帯保証人が同一であっても「保護者」の欄と「連帯保証人」の欄の両方に署名、押印してください。 3 保護者および連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。 4 この申請書は、継続を希望する年の4月末日までに必ず提出してください。			

誓約事項	<p>申請者が奨学資金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学資金については、指定期日までに必ず返還することを誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学資金借用証書を提出しないときは、貸与を受けた奨学資金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。 2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。 3 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。 4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとするについて、異議はありません。 																		
制度概要	<p>制度の概要は以下のとおりです。(滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の改正で、内容が変更されることがあります。)</p> <p>○奨学金と入学資金の貸付額</p> <table border="1" data-bbox="277 622 1362 792"> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td>自宅</td> <td>自宅外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">奨学金(月額)</td> <td>国公立</td> <td>18,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入学資金(1年生の4月の申請のみ)</td> <td>基本額</td> <td colspan="2">50,000円(国公立、私立同一)</td> </tr> <tr> <td>私立加算</td> <td colspan="2">入学金相当額(ただし、限度額150,000円)</td> </tr> </table> <p>○貸与の期間 この申請により、申請時の年度分の奨学金をお借りいただくことができます。奨学金は、高等学校等における修業年限まで貸与を受けることができますが、毎年度、貸与申請をしていただく必要があります。</p> <p>○貸与の打ち切り 以下のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金の貸与を打ち切ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。 ・奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。 ・その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。 <p>○奨学資金借用証書の提出 高等学校等を卒業したときまたは奨学金の貸与が打ち切られたときは、借用金額について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学資金借用証書を提出しない場合は、借用金額を一括して返還するよう請求します。</p> <p>○返還期間 貸与を受けた奨学資金は、提出いただいた奨学資金借用証書で、高等学校等を卒業した日または奨学金の貸与の打ち切りがあった日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限は、月賦は返還期間の毎月月末、半年賦は返還期間の毎年7月末日ならびに11月末日、年賦は返還期間の毎年11月末日となります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月の25日となります。</p> <p>○返還金額の算定 返還金額は、基本返還金額(最終回を除く。)と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2により算出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本返還金額 借用金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額。ただしその額が1,000円未満のときは1,000円とする。) 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額(ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額を最終回の返還金額とします。) $[\text{借用金額}] - ([\text{基本返還金額}] \times ([\text{返還回数}] - 1))$ <p>○利息 利息は、無利息とします。</p> <p>○返還を遅滞した場合 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払わなければなりません。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求します。</p>	区分		自宅	自宅外	奨学金(月額)	国公立	18,000円	23,000円	私立	30,000円	35,000円	入学資金(1年生の4月の申請のみ)	基本額	50,000円(国公立、私立同一)		私立加算	入学金相当額(ただし、限度額150,000円)	
区分		自宅	自宅外																
奨学金(月額)	国公立	18,000円	23,000円																
	私立	30,000円	35,000円																
入学資金(1年生の4月の申請のみ)	基本額	50,000円(国公立、私立同一)																	
	私立加算	入学金相当額(ただし、限度額150,000円)																	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(宛先)

滋賀県教育委員会

決定番号 年 第 号

住所
氏名 印
奨学資金の貸与を受けた者 電話(自宅) — —
電話(携帯) — —
住所
保護者 氏名 実印
〔親権者または〕
〔未成年後見人〕 電話(自宅) — —
電話(携帯) — —
住所
連帯保証人 氏名 実印
電話(自宅) — —
電話(携帯) — —

(注意事項) ※署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自署、押印してください。
※保護者、連帯保証人の押印は、実印を用いるとともに、印鑑登録証明書を添付してください。
※印鑑登録証明書は提出の日の前3箇月以内に発行されたものを添付してください。

滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則（平成14年滋賀県教育委員会規則第5号）の規定により次のとおり奨学資金を借用しました。借用した奨学資金については、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の規定ならびに下記の誓約事項を守り、納期限までに必ず返還することを誓約します。

(誓約事項)

- 1 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。
- 2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、下記の返還期間および返還方法にかかわらず、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。
- 3 連帯保証人は奨学資金の貸与を受けた者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。
- 4 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとすることについて、異議はありません。

1 借用金額	金 円
2 返還期間	年 月 から 年 月 まで ※返還期間は、10年以内で希望する期間とします。
3 返還方法	・月 賦 （納期限は返還期間の毎月末日） ・半年賦 （納期限は返還期間の毎年7月末日と11月末日） ・年 賦 （納期限は返還期間の毎年11月末日） ※希望する返還方法を○で囲んでください。
4 各回の返還金額	1 基本返還金額（最終回を除く。） 借用金額を返還回数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額。ただしその額が1,000円未満のときは1,000円とします） 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額（ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額を最終回の返還金額とします。） 〔借用金額〕 - (〔基本返還金額〕 × (〔返還回数〕 - 1))

備考欄：上記の返還期間と返還方法から各回の返還金額を御自身で計算して記入してください。

私の奨学資金の返還回数は① 回で、基本返還金額は② 円、
最終回の返還金額は③ 円になります。

計算いただいた①、②、③の数字をもとに以下のとおりで間違いのないか確認してください。

〔借用金額〕 = (② × (① - 1)) + ③

奨学資金異動届 (休学 (復学) 用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県教育委員会

立号
決定番号
学校第 学年
年 第 号

住所 〒

奨学生等

氏名

㊦

電話(自宅)

—

—

電話(携帯)

—

—

保護者
〔親権者または
未成年後見人〕

住所 〒

氏名

㊦

電話(自宅)

—

—

電話(携帯)

—

—

連帯保証人

住所 〒

氏名

㊦

電話(自宅)

—

—

電話(携帯)

—

—

次のとおり 休学 復学 しましたので届け出ます。

1 休学 (復学) 期日 年 月 日

2 理 由

上記のとおり 休学 復学 を許可しました。

※奨学生等在籍課程 (高等学校のみ記入) 全日制・定時制・通信制

年 月 日

(学校名)

(学校長名)

㊦

- 注1 休学の理由は、具体的に記入してください。
- 2 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

奨学資金異動届 (停学用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県教育委員会

立	学校第	学年	
決定番号	年 第	号	
	住所 〒		
奨学生等	氏名		㊟
	電話(自宅)	—	—
	電話(携帯)	—	—
保護者	住所 〒		
(親権者または 未成年後見人)	氏名		㊟
	電話(自宅)	—	—
	電話(携帯)	—	—
連帯保証人	住所 〒		
	氏名		㊟
	電話(自宅)	—	—
	電話(携帯)	—	—

次のとおり停学処分を受けましたので届け出ます。

1 停学期日 年 月 日

2 理由

3 停学期間 年 月 日から
年 月 日まで

上記のとおり停学処分にしました。

※奨学生等在籍課程 (高等学校のみ記入) 全日制・定時制・通信制

年 月 日

(学校名)
(学校長名)

㊟

- 注1 停学の理由は、具体的に記入してください。
- 2 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第11号その3 (第15条関係)

奨学資金異動届 (転学用)

年 月 日

(宛先)

滋賀県教育委員会

立	学校	課程	第	学年
決定番号	年 第	号	号	
	住 所 〒			
奨 学 生 等	氏 名			㊟
	電話(自宅)	—		—
	電話(携帯)	—		—
	住 所 〒			
保 護 者	氏 名			㊟
〔親権者または〕	電話(自宅)	—		—
〔未成年後見人〕	電話(携帯)	—		—
	住 所 〒			
連 帯 保 証 人	氏 名			㊟
	電話(自宅)	—		—
	電話(携帯)	—		—

次のとおり転学しましたので届け出ます。

1 転学期日 年 月 日

2 転学の内容

(1) 転出した高等学校名等

(2) 転入した高等学校名等

3 理 由

上記のとおり転入を許可しました。

奨学生等在籍学年 年

※奨学生等在籍課程 (高等学校のみ記入) 全日制・定時制・通信制

年 月 日

(学校名 (転入先))

(学校長名 (転入先))

㊟

注1 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第11号その4 (第15条関係)

奨学資金異動届 (卒業 (退学) 用)

年 月 日

(宛先)

滋賀県教育委員会

立 学校 第 学年
決 定 番 号 年 第 号

住 所
奨 学 生 等 氏 名 ①
電話(自宅) — —
電話(携帯) — —

住 所
保 護 者 氏 名 ①
〔親権者または〕
〔未成年後見人〕 電話(自宅) — —
電話(携帯) — —

住 所
連 帯 保 証 人 氏 名 ①
電話(自宅) — —
電話(携帯) — —

次のとおり 卒 業 しましたので届け出ます。
退 学

1 卒業 (退学) 期日 年 月 日

2 理由 (退学の場合のみ記入)

上記のとおり 卒 業 を許可しました。
退 学

年 月 日

(学校名)
(学校長名)

①

注1 この届と同時に奨学資金借用証書を必ず提出してください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第11号その5 (第15条関係)

奨学資金異動届(辞退用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県教育委員会

立	学校	第	学年
決定番号	年	第	号
奨学生等	住所		
	氏名		㊟
	電話(自宅)	—	—
	電話(携帯)	—	—
保護者 〔親権者または 未成年後見人〕	住所		
	氏名		㊟
	電話(自宅)	—	—
	電話(携帯)	—	—
連帯保証人	住所		
	氏名		㊟
	電話(自宅)	—	—
	電話(携帯)	—	—

次のとおり奨学資金の貸与を辞退します。

1 辞退期日 年 月 日

2 理由

- 注1 この届と同時に奨学資金借用証書を必ず提出してください。
2 辞退後も引き続き在学する場合は、返還猶予を申請することができます。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第11号その6 (第15条関係)

奨学資金異動届 (猶予理由消滅届出用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県教育委員会

立	学校	第	学年
決定番号	年	第	号
	住所 〒		
猶予の決定を 受けた者	氏名		㊟
	電話(自宅)	—	—
	電話(携帯)	—	—
	住所 〒		
保護者 〔親権者または 未成年後見人〕	氏名		㊟
	電話(自宅)	—	—
	電話(携帯)	—	—
	住所 〒		
連帯保証人	氏名		㊟
	電話(自宅)	—	—
	電話(携帯)	—	—

年 月 日付けで決定のありました奨学資金の返還猶予について、猶予理由が消滅しましたので届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第11号その7（第15条関係）

奨学資金異動届（住所氏名変更用）

年 月 日

(宛先)
滋賀県教育委員会

立	学校 第	学年	
決 定 番 号	年 第	号	
	住 所 〒		
奨 学 生 等	氏 名		㊟
	電話(自宅)	—	—
	電話(携帯)	—	—
	住 所 〒		
保 護 者 〔親権者または 未成年後見人〕	氏 名		㊟
	電話(自宅)	—	—
	電話(携帯)	—	—
	住 所 〒		
連 帯 保 証 人	氏 名		㊟
	電話(自宅)	—	—
	電話(携帯)	—	—

次のとおり異動がありましたので届け出ます。

変更事項	
変更内容	新
	旧

- 注1 住所および氏名を変更した場合は、住民票記載事項証明書を添付してください。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

（宛先）

滋賀県教育委員会

私（連帯保証人： ）は、

（奨学資金の貸与を受けた者： ）が貸与を受けた下記1および2に記載の滋賀県奨学資金の返還債務および延滞利息について、連帯して債務を負担します。

1 対象債務

滋賀県奨学資金の返還債務および延滞利息	
番号	年 第 号
奨学資金の貸与を受けた者	
借用金額	①=②+③
返還期間	年 月 から 年 月 まで
返還方法	※ 月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦
各回の返還金額	1 基本返還金額（最終回を除く。） 借用金額を返還回数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額） 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額（ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額を最終回の返還金額とします。） 〔借用金額〕－（〔基本返還金額〕×（〔返還回数〕－1））
延滞利息	当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額
その他	本書に記載のないその他の条件などは、滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則（平成14年滋賀県教育委員会規則第5号）の規定による。

2 対象債務の現状

納入通知済額	②
未納額	②のうち 年 月 日 時点で未納となっているもの
今後、納入通知する額	③
延滞利息の額	年 月 日 時点の金額

（連帯保証人）

住 所	〒 ー		
氏 名 ※自署押印	実印	奨学資金の貸与を受けた者との関係	
電話(自宅)	ー ー	電話(携帯)	ー ー

- 注1 印鑑登録証明書を添付してください。
 2 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。
 3 氏名は自署し、実印を押印してください。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(あて先)

滋賀県教育委員会

課税証明書等提出遅延届

私が、滋賀県奨学資金貸与申請において添付する書類のうち、「令和__年度課税証明書(令和__年の収入が示されたもの)」等、下記の書類については、現時点で発行されていないため、添付することができません。

これらの不足書類については、後日発行され次第、速やかに提出します。

年 月 日

※本人自署

申請者(生徒)氏名

○後日提出する書類

提出者	提出書類
(例) ○○ ○○	<input checked="" type="checkbox"/> 令和○年度課税証明書 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (年金振込通知)
	<input type="checkbox"/> 令和__年度課税証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 令和__年度課税証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 令和__年度課税証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 令和__年度課税証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 令和__年度課税証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()

- (注)・19歳以上(申請する年の3月まで高校生であった19歳を除く)の世帯員については、収入の有無にかかわらず全員の収入を示す書類の提出が必要です。課税証明書等を後日提出される場合は、誰のどの書類を後日提出するのかを明記して提出してください。
- ・審査は不足書類を提出いただいた後に行いますので、あらかじめ御了承ください。(貸与決定者への奨学資金の貸与も併せて遅れることとなります。)
 - ・前年の収入を示す課税証明書等は、1月1日現在にお住まいだった市役所・町役場で例年6月頃に発行されます。証明書の名称は市町村により異なります。
 - ・発行までに住民税の申告が必要な場合がありますので、市役所・町役場の税務担当窓口にご確認ください。

口座振込依頼書

新規・変更

(あて先)
滋賀県知事 あて

年 月 日

〒 —

住所

申請者 氏名

印

TEL

住所

親権者または未成年後见人 氏名

印

TEL

私が受領する滋賀県奨学資金については、下記の預金口座へ振り込んでください。

金融機関名	銀行・信用金庫		本店・支店・代理店
	信用組合・農協		本所・支所・出張所
預金の種類	1. 普通(総合口座)	2. 当座	
口座番号			番号は右づめでご記入ください。
口座名義	フリガナ		預金通帳に記載されているとおりにご記入ください。30文字まで登録できます。

※通帳表紙裏面(口座名義や口座番号、支店名などが記載されているページ)のコピーを添付してください。(用紙のサイズはA4版としてください。)

- (注)
- ・口座は、申請者が名義人の口座とします。
 - ・申請者が未成年の場合は、必ず「親権者または未成年後见人」を親権者または未成年後见人が自筆で記入してください。
 - ・預金通帳をご覧のうえ、正確にご記入ください。なお、貯蓄預金への振込みのご指定はできませんのでご注意ください。
 - ・ゆうちょ銀行の口座の記入にあつては、記号・番号の記入ではなく、支店名・口座番号を記入してください。
 - ・右の*印欄は県が使用するためのものです。

*債権者情報 (登録)確認者	*入力者